平成２１年（フ）第１６２５号
広島市安佐南区古市１丁目９番１―105号
Ａ棟
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２３号
広島市東区福田４丁目3090番地１
債務者　東　　義和
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２４号
広島市東区福田４丁目3090番地１
債務者　東　里佳枝（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９号
福岡県久留米市長門石５丁目２番40号
債務者　古賀　壽幸
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７６号
福岡県筑後市大字熊野45番地３
債務者　河野　芳江
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１６０号
北九州市小倉南区徳力４丁目30番８―603号
債務者　松永　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４６号
長崎県五島市吉久木町376―５
債務者　庄野　　学
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５５号
宮崎県日南市吾田東７丁目２番６―18号
債務者　水元　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
鹿児島県いちき串木野市上名617番地６
債務者　川口　光陽
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
鹿児島県鹿児島市石谷町4161番地
債務者　西　　悦郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番15―54号
債務者　竹井　賢三
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番15―54号
債務者　竹井美保子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
鹿児島県鹿児島市吉野町2483番地15
債務者　吉村　六郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
鹿児島県鹿児島市山下町12番12―908号
債務者　髙岡　京子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６６号
鹿児島県鹿児島市三和町62番10号
債務者　武　　和子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目11番２号
債務者　上薗　千鶴
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津7697番地
債務者　麓　紀代子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２３号
鹿児島県大島郡徳之島町徳和瀬906番地１
債務者　野島　昭博
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部